

霧島市立医師会医療センター基本設計等に係るコンストラクション・  
マネジメント業務委託プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 件名

霧島市立医師会医療センター基本設計等に係るコンストラクション・マネジメント業務委託

### (2) 目的

この業務は、霧島市立医師会医療センターの基本設計等に係るコンストラクション・マネジメント業務を行うものである。

### (3) 業務内容

本業務の内容は、別紙、「霧島市立医師会医療センター基本設計等に係るコンストラクション・マネジメント業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (4) 委託期間

契約日の翌日から令和2年9月30日（水）までとする。

## 2 予算

見積限度額：19,360,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この契約は、債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額の割合は次のとおりとする。ただし、予算の都合、その他必要があるときは、変更することがある。

	令和元年度	令和2年度	計
支払限度額	0%	100%	100%

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 霧島市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成17年霧島市告示第36号）により入札参加資格を有していること、もしくは、霧島市物品調達等に係る指名競争入札等参加資格審査要綱（平成17年霧島市告示第37号）による入札参加資格を、参加表明書の提出日までに有していること。
- (2) 霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第44号）による指名停止を受けていないこと、もしくは、霧島市物品調達等に係る指名停止要綱（平成17年霧島市告示第38号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者でないこと。

- (5) 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）の新築又は、改築に係る基本設計又は実施設計のコンストラクション・マネジメント（以下「CM」という。）業務において、延床面積が15,000㎡以上かつ一般病床（医療法第7条第2項に規定する一般病床をいう。以下同じ。）が200床以上の業務を、平成21年4月1日から平成31年3月31日までに契約履行が完了した実績を有すること。

ア 配置予定の管理技術者に関する要件

- ① 管理技術者は、認定コンストラクション・マネージャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者（以下、「CCMJ」という。）及び、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）の資格を有する者であること。
- ② 管理技術者は、一般病床200床以上の病院における基本設計又は実施設計のCM業務について、平成21年4月1日から平成31年3月31日までに契約履行が完了した1件以上の業務実績を有する者であること。

イ 配置予定の主任技術者に関する要件

- ① 意匠（総合）主任技術者は、CCMJ又は、一級建築士で資格取得後2年以上の実務経験を有する者であること。実績要件は、用途が病院のCM業務実績を有すること。
- ② 構造主任技術者は、CCMJ又は、構造設計一級建築士の資格を有する者であること。実績要件は、CM業務実績を有する者とする。ただし、用途が、病院のCM業務実績を有する者をより高く評価する。
- ③ 電気設備主任技術者は、CCMJ又は、建築設備士もしくは、設備設計一級建築士の資格を有する者であること。実績要件は、②構造主任技術者に同じ。
- ④ 機械設備主任技術者は、CCMJ又は、建築設備士もしくは、設備設計一級建築士の資格を有する者であること。実績要件は、②構造主任技術者に同じ。
- ⑤ 建築コスト管理主任技術者は、CCMJ又は、建築コスト管理士もしくは建築積算士、もしくは一級建築士の資格を有する者であること。実績要件は、②構造主任技術者に同じ。

※ 配置予定の管理技術者及び各主任技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であり、参加申込書提出日時点で3か月以上の雇用関係を有する者であること。

ウ その他

管理技術者及び各分野の主任技術者は、兼務は不可とする。

## 5 参加不適格者

次の者は参加できない。

- (1) 「霧島市立医師会医療センター改築工事基本設計業務委託」の受託者と資本的又は人的関係のある者。

<上記受託者> 株式会社 久米設計 九州支社

- (2) 「霧島市立医師会医療センター施設整備に係る医療機器整備計画等策定業務委託」の受託者と資本的又は人的関係のある者。

＜上記受託者＞ 株式会社システム環境研究所福岡事務所

## 6 質問・回答

実施要領及び別紙仕様書に関し、不明な点がある場合は質問書（様式1）により提出すること。

- (1) 質問期間

「11 日程」による。（期限厳守）

- (2) 提出方法

電子メール又はFAX

質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール又はFAX（必ず電話で受信確認を行うこと。）で提出すること。

- (3) 回答方法

提出された質問の回答は、質問者名を伏せて、全質問の回答を集約したものを霧島市ホームページ上で回答する。質問がなかった場合は、その旨を掲載する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

## 7 参加表明・資格審査

- (1) 申込方法

公募に参加する者は、本プロポーザル審査の参加表明について、次の定めによるところにより、参加表明するものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式2)

(イ) 会社概要 (様式3)

(ウ) 業務実績書(様式4)

(エ) 配置技術者一覧(様式5)

(オ) 配置技術者の経歴等(管理技術者)(様式6-1)

(カ) " 意匠(総合)主任技術者(様式6-2)

(キ) " 構造主任技術者(様式6-3)

(ク) " 電気設備主任技術者(様式6-4)

(ケ) " 機械設備主任技術者(様式6-5)

(コ) " 建築コスト管理主任技術者(様式6-6)

※(ウ)及び(オ～コ)については、別途、免許証・資格者証等・保有資格・実績を証明する書類の写しを添付すること。

- (2) 提出期限

令和元年12月16日(月)午後5時まで

- (3) 提出方法

持参又は郵送

「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に、7(1)ア(様式2～6-6)の提出書類を同封し、持参又は郵送とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(但し、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着(未着の場合の責任は、参加者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。)とする。(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限を必着とする。)

(4) 提出部数

10部

(5) 提出場所

下記「15 問い合わせ先・提出先」の場所

(6) 通知

参加資格審査結果通知書により、令和元年12月19日(木)までに通知する。

## 8 業務提案書の提出

(1) 業務提案書

業務提案書は、次に掲げる項目から構成されるものとする。

ア 業務提案書(表紙:様式7、様式8-1～2)

イ 見積書(様式9)

※提案にあたっては、過去の実績や他病院の事例等を踏まえて具体的に提案すること。

(2) 提出期限

令和2年1月17日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

「業務提案書」と明記した封筒に、8(1)ア、イの提出書類を同封し、持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(但し、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く。)とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着(未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。)とする。

(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限を必着とする。)

(4) 提出場所

下記「15 問い合わせ先・提出先」の場所

(5) 様式、制限枚数、提出部数

様式は、様式7～9を基本とし、A4タテ使いヨコ書きを原則とし、枚数については、正本は片面7枚以内、副本は片面4枚以内とする。

業務提案書は、10部(正本1部、副本9部)、それぞれクリップ留めで提出すること。

なお、正本は、様式7、様式8、見積書(様式9)とする。

副本については、様式7、様式8とし、提出者を特定することができる記述（社名等）は記載してはならない。なお、記述を行った場合、失格又は無効となるので留意すること。

文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。

提出部数は、プレゼンテーション審査参加者に選定された場合は、追加で提出を求める場合がある。

#### (6) 業務提案ポイント

様式8-2については、下記の提案テーマ1～2について提案すること。また、提案は、霧島市立医師会医療センター施設整備基本構想及び基本計画を踏まえ、以下の内容について、具体的かつ簡潔に記述すること。

##### 【提案テーマ1】

ローコスト高品質の病院建設・保守に向けたコスト管理の具体的手法について

##### 【提案テーマ2】

開院目標年次を踏まえた基本設計及び実施設計段階におけるスケジュール管理のポイントについて

#### (7) その他

業務提案書は、1者1案とする。

作成方法については、仕様書、評価基準書を参考にすること。

記載上の留意事項については、様式に記載あり。

## 9 審査方法

### (1) 審査の方法

参加資格を有する者が4者以上あった場合、書類審査として、別紙、評価基準書の評価項目A・Bをもとに提出書類の審査を行い、上位から3者をプレゼンテーション審査参加者として選定する。

その後、C・D・Eについて、選定業者（3者）によるプレゼンテーション審査を実施し、候補者を選定する。なお、候補者が1者の場合において、業務提案が一定の基準を満たす場合は、その候補者1者を選定する。ただし、業務提案が、一定の基準を満たさない場合、候補者を選定せず、再度公募を行う場合がある。

### (2) プレゼンテーション審査の基準

業務提案書及びプレゼンテーション内容について、別紙、評価基準書の評価項目C・D・Eに基づき審査し、1位と評価した委員が最も多かった者を候補者として選定する。なお、1位と評価した委員が同数であった場合は、その者の中から2位と評価した委員が最も多かった者を候補者とする。さらに、同数の場合は、委員の議決により選定する。

### (3) 審査の実施

#### ア 審査委員会の開催日時及び場所

別途、プレゼンテーション審査参加資格結果通知書により通知する。

#### イ 審査方式

プレゼンテーション及びヒアリング

#### (4) 進め方

プレゼンテーション審査は、各者説明時間 20 分以内、質疑応答を 5 分以内とし、実際に業務に携わる担当者が行うものとする。また、説明に必要な機材等は各者において準備するものとする。(スクリーン及びプロジェクターは市が準備する。)

審査の順番は、参加表明書を受領した順とする。

候補者を特定することができる口述(社名等)してはならない。なお、口述を行った場合、失格又は無効となるので留意すること。

プレゼンテーション審査の資料は、業務提案書のみとする。

### 10 審査結果

#### (1) 通知方法

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書により通知する。

#### (2) 通知時期

プレゼンテーション審査があった翌日から起算して 7 日以内に通知する。

#### (3) 契約手続き等

契約手続きは、優先候補者、次点候補者の順に契約の交渉を行う。

### 11 日程

ホームページへの実施要領等の掲載	令和元年 11 月 28 日 (木)
質問の締切	令和元年 12 月 4 日 (水) 午後 5 時まで
質問への回答	令和元年 12 月 10 日 (火) 午後 5 時までに、ホームページ上に掲載 (予定)
参加表明書の提出期限	令和元年 12 月 16 日 (月) 午後 5 時まで
参加資格審査結果通知	令和元年 12 月 19 日 (木) までに発送
プレゼンテーション審査参加資格結果通知書	令和元年 12 月 24 日 (火) までに発送
業務提案書の提出期限	令和 2 年 1 月 17 日 (金) 午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	令和 2 年 1 月下旬予定
プロポーザル審査結果通知書	プレゼンテーション審査があった翌日から起算して 7 日以内
業務委託契約	令和 2 年 2 月上旬予定

### 12 提出書類の取扱

参加表明書、業務提案書及び各種関連資料については、提出者に返却しない。霧島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開するものとする。ただし、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報は非公開とする。

### 13 情報公開及び提供

プロポーザルの実施、結果等については、契約締結後に霧島市公式ホームページにおいて公表する。

### 14 その他

(1) 必要経費の負担

参加表明書・業務提案書及び各種資料の作成、提出並びにプレゼンテーション審査への参加等の本プロポーザル実施に係る参加費用は、申込者の負担とする。

(2) 辞退の取扱い

参加を辞退した場合においても、今後不利益となるような取扱いはしない。

(3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該プロポーザルに参加する資格を失うものとする。また、その内容によっては、指名停止の措置を行う場合もある。

ア 提出期限内に提出されなかった場合

イ 審査結果に影響を与えるよう、関係者に対し、工作等が行われた場合

ウ 地方自治法関係法令及び本要領に違反した場合

エ その他、社会通念上看過することができない行動をとった場合

オ 参加表明書、業務提案書及び各種資料に虚偽の記載がなされた場合

(4) 参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、退職等のやむを得ない理由により、変更を行う場合、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(5) 提出期限以降における参加表明書、業務提案書及び資料の差替え、追加、再提出は認めない。

(6) 書類審査及びプレゼンテーション審査の結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

(7) 本業務を受託した者は、本業務に関連する建設工事等の入札に参加できない。

(8) 本業務を受託した者が、誠実に本業務を履行した場合には、実施設計段階において、随意契約の相手方とすることがある。

### 15 問い合わせ先・提出先

住所	〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
担当部署	霧島市 保健福祉部 健康増進課 市立病院管理グループ
電話番号	代表：0995-45-5111（内線 2211） 直通：0995-64-0739
FAX 番号	0995-64-0946
E-Mail	Kiri_hosp@city-kirishima.jp